

# 高額療養費

Q どんなときに高額療養費がもらえるのですか？

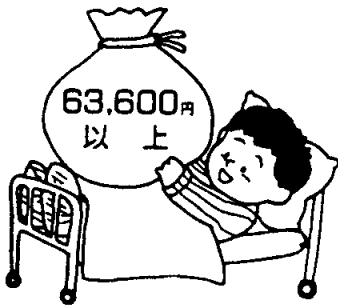
A 医療費の自己負担額が一人、1ヶ月、一つの病院について、63,600円を超えた分について払い戻しがあります。ただし市県民税非課税世帯については35,400円です。

たとえば…

1ヶ月の総医療費が50万円かかったとき

86,400円	63,600円	35万円
3割の自己負担		7割
総医療費		

→この部分が国保から払い戻されます。

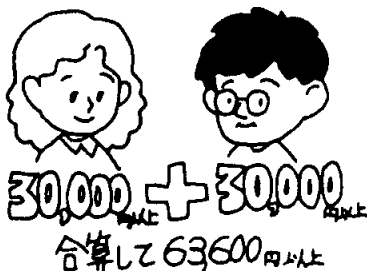


Q 年に何回も高額な医療費を払っているのですが…

A 同一世帯で、過去12ヶ月の間に高額療養費の支給が4回以上あった場合は4回目以降は自己負担額が**37,200円** (市県民税非課税世帯は**24,600円**) を越えた分について払い戻しを受けられます。

Q 家族が二人も入院して医療費が高額になって困っているのですが…

A 同一月、同一世帯に医療費の自己負担額がそれぞれ**30,000円** (市県民税非課税世帯は**21,000円**) 以上あった場合は、その金額を合算して63,600円 (市県民税非課税世帯は35,400円) を越えた分について払い戻しを受けられます。



Q 高額な治療を長期間にわたって行う必要があると病院からいわれたのですが、どうしたらいいでしょうか？

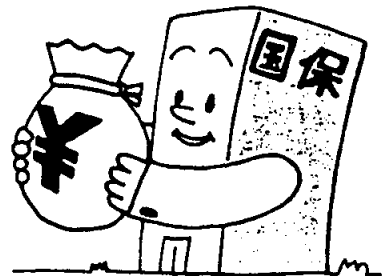
A 高額な治療を長期間にわたって行なう必要がある疾病として、厚生大臣が指定した下記の疾病については、1ヶ月自己負担額**10,000円**を限度として治療できます。その際には、「**特定疾病療養受療証**」の申請交付が必要です。

- 1.人工腎臓を実施している慢性腎不全
- 2.血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害等
- 3.抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群 (HIV感染を含み、厚生大臣の定める者に係るものに限る。)

Q 1ヶ月に支払った医療費の合計が63,600円を超えていれば、すべて高額医療費として払い戻されるのですか？

A 1ヶ月に63,600円というのは以下のような条件が付きまますので注意してください。

- 1.高額療養費は暦月の**1日から来日まで**を1ヶ月として計算します。
- 2.**病院、診療科ごとに計算**します。同じ病気、ケガでも同月内に病院、診療科をか変わった場合は別計算になります。
- 3.一つの病院でも**入院、外来は別計算**になります。
- 4.高額療養費は保険診療分のみで**差額ベッド代や入院時の食事代、付き添い料、雑貨などは含まれません。**



Q 手続きにはなにが必要ですか？

A 手続きには**保険証、世帯主の印鑑、病院等からの領収証、世帯主名義の通帳** (郵便局は除く) が必要です。申請は保険年金課の窓口か市民センターで受け付けています。

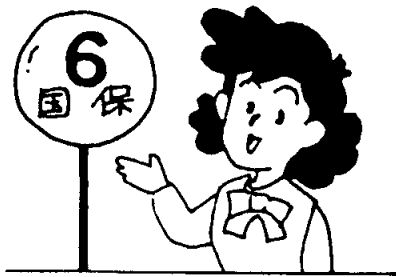
## 高額療養費貸付制度

**Q** 1ヶ月の医療費が高額になり支払ができません。何かいい方法はないでしょうか？

**A** 1ヶ月の医療費が高額になり、支払いが困難な場合、高額療養費貸付の制度を利用することができます。貸付の申請ができるのは、診療のあった月の翌月1日以降からとなっています。

希望される方には事前に書類をお渡ししますので、国民健康保険証を持って、市役所国民健康保険の窓口にお出でください。ただしこの制度を利用するためには、**病院の承諾**が必要になります。

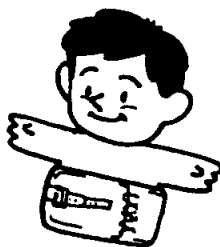
申請用の書類をお渡しするときに、詳しい説明をいたします。



## 葬 祭 費

**Q** コルセットを作ったときや旅行中の急病などやむを得ない事情で医療費の全額を支払ったときなどは何か払い戻しがあるのでしょうか？

**A** 次の表のような場合、国保が審査・決定した7割または8割の払い戻しが受けられます。



こんなとき	申請に必要なもの
旅行中の急病などやむを得ない事情で医療費の全額を支払ったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険証</li> <li>・印鑑</li> <li>・領収証</li> <li>・診療報酬明細書</li> <li>・申立書</li> <li>(医療機関でもらってください)</li> <li>・世帯主の預金通帳(郵便局を除く)</li> </ul>
コルセットを作ったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険証</li> <li>・印鑑</li> <li>・領収証</li> <li>・医師証明書</li> <li>・見積書</li> <li>・請求書</li> <li>・世帯主の預金通帳(郵便局を除く)</li> </ul>

## そ の 他 の 給 付

### 出産育児一時金

**Q** 子供が生まれたときは何か給付があるのですか？

**A** 母親が国保加入者で子供が生まれたとき(妊娠4ヶ月以降の早産、死産、流産なども含む)は申請すれば、出産育児一時金として**300,000円**支給があります。申請は国保の窓口か市民センターで。

〈申請に必要なもの〉

保険証・世帯主の印鑑・母子手帳・世帯主の預金通帳(郵便局を除く)

### 葬 祭 費

**Q** 国保の加入者が死亡したときには何か給付があるのでしょうか？

**A** 国保加入者が死亡した場合、申請すれば葬祭を行なった人に葬祭費として**30,000円**の支給があります。申請は国保の窓口か市民センターで。

〈申請に必要なもの〉

保険証・申請者の印鑑・葬祭代領収証等  
・申請者名義の預金通帳(郵便局を除く)

### はりきゅう助成制度

**Q** はり・きゅうをうけるときには何か給付があるのでしょうか？

**A** 本市の指定を受けたはり・きゅう施術所で、「はりきゅう受診証」と保険証を提示すれば一定額の助成が受けられます。「はりきゅう受診証」は、保険証をもって市役所に申請してください。

国民健康保険  
このチラシに関する  
お問い合わせは……

久留米市役所  
保健福祉部保険年金課

☎30-9029まで